

●税理士会だより

令和3年度 税制改正のポイント



関東信越税理士会
飯田支部長
藤網 俊夫

飯田法人会の皆様におかれましては、日ごろから当税理士会の事業にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、世界経済をはじめ日本経済や我々の地域の経済活動にまで広く深刻な被害をもたらし続けています。

その一方で私たちは様々な新たな生活様式へ対応が求められ、経済のデジタル化も加速しています。

令和2年12月21日閣議決定した税制改正大綱は、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設けています。あわせて、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設するほか、家計の暮らしと民需を下支えするために、住宅ローン控除の特例の延長等を行うというものです。

◎中小企業を支援する主なものは以下の通りです。

(1) 中小企業向け投資促進税制等の延長等

① 中小企業者等の法人税率の特例及び中小企業投資促進税制等の延長等

○租税特別措置法による軽減税率（税率15%）の適用期限が2年延長されました。

【租税特別措置法による軽減税率とは】 中小企業者等の所得金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の税率を15%（本則：19%）とする制度。

○中小企業投資促進税制について、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種の追加等がなされた上で、適用期限が2年延長されました。

【中小企業投資促進税制とは】 中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。

○商業・サービス業・農林水産業活性化税制について、中小企業投資促進税制と統合の上、廃止されます。

【商業・サービス業・農林水産業活性化税制とは】 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業者等が、経営改善のために店舗改修などの設備投資を行った場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。

○中小企業経営強化税制について、経営資源集約化設備を追加した上、適用期限が2年延長されます。

【中小企業経営強化税制とは】 中小企業者等が、特定経営力向上設備等の取得等をした場合に即時償却又は7%（資本金3,000万円以下の法人は10%）の税額控除ができる制度。

② 地域未来投資促進税制の見直し

○地域経済を牽引する事業について集中的に支援する観点から、事業の先進性の判断基準に投資収益率又は労働生産性に係る要件を追加するとともに、サプライチェーンの維持・強化を目的とする類型を追加する等の見直しを行った上、適用期限が2年延長されます。

(2) 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

○中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、適用要件を見直した上で、適用期限が2年延長されます。

〈改正前〉	〈改正後〉
【要件】 ①継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上 ②雇用者給与等支給額：対前年度を上回ること	【要件】 ①雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上
【税額控除】 ○雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ○継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件※を満たす場合には、控除率を10%上乘せ(→合計25%) ○税額控除額は法人税額の20%を限度	【税額控除】 ○雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ○雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件※を満たす場合には、控除率を10%上乘せ(→合計25%) ○税額控除額は法人税額の20%を限度

※教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件

①当期の教育訓練費≥前期の養育訓練費の1.1倍 ②中小企業等経営強化法の認定に係る計画

(【改正後】中小企業事業再編投資損失準備金制度に係る経営力向上計画の追加)における経営力向上の証明

こうしたコロナ禍を踏まえたうえで、税制の見直しが行なわれていますが、従来のものより要件が緩和される等、適用が受けやすいものとなっていると思われます。

今後もコロナ禍の影響により税制関連の動向には十分注意していくことが必要です。

*一日も早く新型コロナウイルス感染症が終息し、従来の平穏な生活に戻る事を願っています。